

横浜市における乳児等通園支援事業に係る独自助成費交付要綱

制 定 令和8年4月1日 こ保給第286号(局長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、乳児等通園支援事業の運営に必要と認める費用を助成するため、必要な事項を定める。
- 2 乳児等通園支援事業に係る独自助成費の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

- 第2条 この要綱の助成対象は、子ども子育て支援法第54条の2及び3の規定に基づく特定乳児等通園支援事業者(以下「事業者」という。)とする。
- ただし、次の各号に掲げる者は、助成対象としない。
- (1) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの
 - (3) 個人にあっては、暴力団員

(助成内容)

- 第3条 横浜市長(以下「市長」という。)は、市内施設を運営する事業者に対し、事業の実施に要する経費を助成する。
- (1) 基本助成
事業の実施に係る基本的な経費の助成として、事業を開始した日の属する月から、別表1に定める額を助成する。なお、月の途中で事業を終了した場合は、終了した日の属する月まで助成するものとする。余裕活用型施設においては、月4日以上利用実績がある月に限り助成する。
ただし、横浜市一時保育事業助成要綱第10条に規定する助成を受けていないことを条件とする。
 - (2) ICT機器導入補助
ア 事業の実施にあたり必要となるICT機器等の導入費に要する経費について、別表2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額または、対象経費の4分の3の額のいずれか低い額を助成する。ただし、事業開始日以降に生じた経費に限り助成し、本助成は1施設1回限りとする。
イ 事業者の運営する施設のうち、学校法人立以外の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、地域子育て支援拠点及び認可外保育施設を助成対象とする。ただし、他事業において同様の助成を受けていないことを条件とする。
 - (3) 事業継続支援金
安定的な事業運営を継続して提供するための物品の購入等にかかった経費を、別表3に掲げる額を上限に助成する。
ただし、助成の対象となるのは、横浜市乳児等通園支援事業実施要綱(令和7年4月1日制定こ保運第118号)に基づく実施事業者とし、対象経費は令和7年10月1日から令和8年3月31日までに支出した経費とする。

(交付申請及び実績報告)

- 第4条 前条に定める助成を受けようとする事業者は、補助金規則第5条第1項及び第14条第1項

の規定により、横浜市乳児等通園支援事業交付申請書兼実績報告書（独自助成分）（第1号様式）を市長が定める日までに、提出しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が前項に定める様式への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が第1項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号及び第3号に規定する書類とする。
- 4 前項の規定に関わらず、前条第2号及び第3号の助成を申請する場合は、補助金規則第14条第1項第2号に規定する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類の写しを添付しなければならない。

（交付決定及び額確定）

- 第5条 市長は、前条に規定する交付申請に基づき、その内容を審査し、横浜市乳児等通園支援事業交付決定通知書兼額確定通知書（独自助成分）（第2号様式）により、事業者に通知する。
- 2 市長は、助成金の交付をしないことと決定したときは、横浜市乳児等通園支援事業不交付決定通知書（独自助成分）（第4号様式）により、事業者に通知する。

（請求時期）

- 第6条 前条第1項により通知を受けた事業者は、横浜市乳児等通園支援事業請求書（独自助成分）（第3号様式）により、横浜市長に請求するものとする。
- 2 市長は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（仕入控除）

- 第7条 事業完了後、事業者は消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、次の各号に定める書類を市長へ提出しなければならない。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）、積算内訳報告書
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書関係書類（写し）
 - (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- 2 事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（助成費の経理）

- 第8条 事業者は、本要綱に基づく助成費を受領したときは適正に管理し、事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

（取り消し）

- 第9条 市長は、事業者が前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合、偽り、その他不正の手段により助成を受けた場合は、その全額又は一部について、取消しのうえ、返還を命じることができる。
- 2 前項の取消しについて、市長は事業者に対し、横浜市乳児等通園支援事業交付決定取消通知書（第6号様式）により通知する。
 - 3 事業者は、第1項に規定する返還命令があった場合は、速やかに返還しなければならない。

（関係書類の保存）

- 第10条 事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する

年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 本要綱に規定するもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(その他)

第12条 事業者は、横浜市が実施する乳児等通園支援事業の調査や検証に協力し、横浜市から求められた場合は、書類等を提出すること。

附 則

(施行期日)

本要綱は、令和8年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

別表1 基本助成

助成額(月額)
50,000円

別表2 ICT機器導入補助

助成額(年額)	対象経費
200,000円	乳児等通園支援事業用タブレット端末の購入、Wi-Fi接続端末の購入経費 など

別表3 事業継続支援金

助成額(年額)	対象経費
25,000円	物品購入費用、光熱水費